近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細（目標5）

No	事　業　名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事 業 目 標 （ 指 標 ）	事 業 概 要
		過去	現在 H29年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月 ～次期改定まで】		★	★		生活環境・都市基盤・教育･文化・産業･経済・健康福祉・人権･総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。 本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。 「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。 なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標（数値等）を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。 KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業＆施策評価のシステムの構築を目標とする。	今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第１次)近江八幡市総合計画」を策定する。 策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。 ①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。 ②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。（都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想　等） ③計画のビジョンを市民へ提案（ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど）することにより、官民一体的な構想とする。 ④長期期間（１０年間）における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。
4	総合教育会議事業 【平成27年6月 ～継続】	★	★	★		国のSDGs実施指針における8つの優先課題の１番目に掲げられている施策の中に、初等中等教育の充実、幼児教育の充実、特別なニーズに対した教育の推進や男女共同参画を推進する教育・学習の機会の提供等がある。このことから、教育大綱及び教育振興基本計画に基づいて、総合教育会議で必要な施策や方向性を確認しつつ、より一層の推進を図っていく。また、市長と教育委員とが十分な意思疎通を図ることにより、現状の課題と解決法を共有化し、同じ方向に向かうことにより円滑に課題の解決を図る。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第１項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、当市の教育課題やあるべき姿を共有し、より一層、民意を反映した教育行政に取組む。
22	次世代育成・女性活躍推進プラン 【平成27年4月 ～平成31年3月】	★	★	★		女性職員の活躍推進に向けた取組目標は以下のとおりとする。 ①女性受験者の拡大 ②勤続年数の男女差を縮小 ③育児・介護等の家庭生活と職業生活の両立を支援するため、時間外勤務の縮減、有給休暇の取得促進 ④女性管理職比率を20%以上 ⑤性別役割分担意識の見直しなど、職場風土改革	市が次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画として策定した「はちまん次世代育成・女性活躍推進プラン」において設定した女性の活躍推進に向けた取組をはじめとする目標の実現に向けた計画・方策を推進する。
30	男女共同参画推進事業 【平成3年 ～平成33年3月】	★	★	★		地域・家庭・学校・職場において、性別や慣習などにとらわれることなく、男女が平等で、お互いの個性・能力を認め合い、すべての人が様々な分野で喜びと責任を分かち合って活躍できる社会の構築を目指す。 また、政策や方針決定の場への女性の参画を強化していく。	各自治会より推進員を選出し、地域から男女共同参画の取組を実施。また、市内学区、各種団体等からの推薦を受けた委員および公募による委員で構成する市民のつどい実行委員会を毎年立ち上げ、男女共同参画の気づきを得て意識の向上を図るため、その時代に合わせたテーマに基づいて気軽に参加できる市民主体のつどいを開催し、市民に男女共同参画の大切さを伝えている。 また、市内であらゆる分野で活躍する女性を基点に女性目線での近江八幡市を考え、市政に対して女性の声を直接届けるために意見交流の場を設け、市政に反映できる体制をつくっていく。 平成29年度は、女性の意見を直接市長に届けるため、市長と市内で活躍する女性をはじめ、より多くの女性との車座談議を開催予定。
67	女性が働きやすい職場環境の共有 【平成29年4月 ～平成30年3月】		★			市内事業所81社が加盟する近江八幡市企業内人権問題推進連絡会において、各事業所が独自に取組む「女性従業員が働きやすい職場づくりの事例」を共有し、独自制度の他事業所への波及を試みる。また、全市民を対象にした女性の就労に係わる研修会や講座等を催し、ジェンダー平等へ向けた理解を深める。	男性も女性もその性別によって差別されることや人権を侵されることなく、すべての人が安心して仕事に従事できる社会の実現を目的に、行政機関と市内事業所で構成する組織等で男女共同参画に向けた取組を進める。就労に係る人権問題等が発生した場合は、いち早く情報を相互に共有し問題解決に向けた方針を決定するとともに、同様の問題が発生しないよう労働環境の改善に向けた啓発を推進する。 また市内事業所に、女性が抱える人権問題等を早期発見・解決するための人権問題企業窓口を設置することに加え、市内事業所の新規採用者を対象とする人権研修や、事業所管理職者を対象とするジェンダー平等に係る講座を開催する。